

令和 8 年

第 4 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 8 年 4 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子	9 番 守 屋 智
2 番 加 藤 敏 行	
3 番 竹 内 欣 也	1 1 番 渡 邊 康 弘
5 番 山 口 秀 雄	
6 番 鈴 木 洋 有	1 3 番 石 井 雅 浩
7 番 平 原 則 子	1 5 番 柳 田 進
8 番 青 木 貞 治	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

1 0 番 加 藤 敏 郎 1 2 番 仲出川 治 幸

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 谷 河 かおり
書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
 促進計画(案)に係る意見聴取について
- 議案第 3 号 非農地証明交付申請の承認について
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和8年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、10番加藤敏郎委員と12番仲出川治幸委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、7番平原則子委員と8番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第6号1番を朗読・説明》

書記 議案第6号1番の内容につきましては、農地法第3条による農地の所有権移転についてです。

当該農地は、農業振興地域内の農用地4筆で、元々は斜面地の棚田でしたが所有者の高齢化に伴い耕作が困難になり、現在は耕作放棄地となっています。隣接農家が購入して農地復元することで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月17日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 議案第27号1番につきましては現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委

員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番委員（山口） 5 番の山口です。議案第 6 号 1 番の農地について、4 月 1 7 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内にある耕作放棄地となった農用地 4 筆で、隣接農家に譲渡することで農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことでした。

それでは、議案第 6 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 隣接農家の農地はどこになりますか。

事務局 当該農地の西側の斜面地が隣接農家のミカン畑となります。

委員 無償譲渡ということですが、税金とかはどうなっているのですか。

事務局 個人情報ですので税については把握していません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 6 号 1 番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 6 号 1 番は原案とおりの決定いたしました。

議長 次に議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、すべて農地中間管理事業の案件ですので、奇数番号と偶数番号は一对の案件となります。

また、番号 1 番から 6 番は、譲受人が同一の案件ですので一括で審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の 3 ページから 8 ページの 1 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページから 1 0 ページをご覧ください。

議案第 7 号 1 番から 2 2 番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関す

る法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。
なお、議決後に町長に意見聴取を行います。
先ず、番号１番から６番について説明します。

事務局

《議案第７号１番から６番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の畑４筆で、ビニールハウスが４棟あります。担い手の不在やビニールハウスの破損などにより現在は耕作放棄地となっています。

借り手は町外の新規就農者で、ビニールハウスを利用してブドウ栽培を行う予定です。新規就農者が当該農地を借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、４月１７日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第７号１番から６番の農地について、４月１７日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、ビニールハウス４棟を含む畑４筆ですが、以前はハウスの中に雑草が繁茂していましたが、現在は新規就農者によって農地復元が進められていました。

営農に意欲的な新規就農者が借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 ビニールハウスは錆びていたり、ビニールが破れているが修繕するのか。資金はあるのか。

事務局 借り手は修繕したいとのことですが、現在は物価が高いので当面は現状で営農すると聞いています。

委員 この新規就農者はブドウ栽培の実績はあるのか。

事務局 ブドウ園で農業研修を受けています。

委員 3番と4番の使用貸借期間が2年で他の期間が10年間になっているのはなぜですか。2年間ではブドウの栽培は無理なのではないか。

事務局 農地所有者の話では、長期間だと途中で放棄されてしまうと困るので、2年間の耕作状況により契約を更新したいとのことでした。

委員 新規就農者は一人でしょうか。

事務局 一人です。

委員 これだけの面積を一人で栽培ができるのか。

事務局 果樹ですので可能だと考えています。

委員 営農計画書だけでなく本人に直接、話を聞きたい。以前は総会に来てもらって質疑を行っていたので再開できないか。

事務局 諸事情で召喚は止めることになりましたが、公益社団法人神奈川県農業会議に相談したり、周辺の市町の動向なども調べて検討してみます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第7号1番から6番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者と反対者が同数ですが、「農業委員会等に関する法律」の「第三十条 総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。」とされていますので、議長の私は賛成ということで、議案第7号1番から6番について、原案とおりの決定いたします。

議長 次に7番と8番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号7番と8番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地4筆で、賃貸借権の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は大磯町に就農した農家です。当該農地を継続的

に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第7号7番と8番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑4筆ですが、農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号7番と8番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第7号7番と8番について、原案とおりの決定しました。

議長 次に9番と10番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号9番と10番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の構造改善地区の農業振興地域内の農用地1筆で、賃貸借権の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は大磯町に就農した花卉農家となります。当該農地を継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第7号9番と10番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑1筆ですが、農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号9番と10番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第7号9番と10番について、原案とおり決定しました。

議長 次に11番と12番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号11番と12番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯西地区の構造改善地区の農業振興地域内の農用地2筆で、使用貸借権の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は大磯町内の法人となります。当該農地を継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第7号11番と12番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑2筆ですが、法人が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号11番と12番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号11番と12番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に13番と14番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号13番と14番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の畑2筆で、貸し手は地元の非農家で、借り手は地元の農家で、今回、父親が借りていた農地を引き継ぐ形となります。
地元の農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。
なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第7号13番と14番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、非農家が所有している畑2筆で、地元の農家が継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号13番と14番について、原案とおりに決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第7号13番と14番について、原案とおり決定しました。

議長 次に15番と16番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号15番と16番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の JR 東海道本線に隣接する農業振興地域内の畑1筆で、賃貸借権の再設定となります。

地元農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第7号15番と16番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、JR 東海道本線に隣接する広い畑1筆で、地元の農家が継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号15番と16番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号15番と16番について、原案とおり決定しました。

議長 次に１７番と１８番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第７号１７番と１８番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の市街化調整地区の畑２筆で、使用貸借権の再設定となります。地元農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、４月１６日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

１３番委員（石井） １３番の石井です。議案第７号１７番と１８番の農地について、４月１６日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑２筆で、地元農家が継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第７号１７番と１８番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第７号１７番と１８番について、原案とおり決定しました。

議長 次に１９番と２０番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第７号１９番と２０番を朗読・説明》

書記 当該農地は、生沢地区の農業振興地域内の農用地の畑１筆で、使用貸借権の再設定となります。地元農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考え

られます。

なお、4月16日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第7号19番と20番の農地について、4月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農用地の畑1筆で、地元農家が継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号19番と20番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号19番と20番について、原案とおり決定しました。

議長 次に21番と22番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号21番と22番を朗読・説明》

書記 当該農地は、生沢地区の農業振興地域内の農用地の畑1筆で、以前は東京の法人が借りていました。

貸し手は非農家で、借り手は昨年に生沢地区に新規就農した町外の若手農家で、前述の法人の常時従事者でした。今回は使用貸借権の新規設定となります。

若手農家が借りることで、担い手の育成と営農拡大が図られると考えられます。

なお、4月16日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員か

ら説明をお願いいたします。

3 番委員（竹内） 3 番の竹内です。議案第 7 号 2 1 番と 2 2 番の農地について、4 月 1 6 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑 1 筆で、若手農家が借りることで担い手の育成と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 7 号 2 1 番と 2 2 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 7 号 2 1 番と 2 2 番について、原案とおり決定しました。

議長 以上で議案第 7 号のすべての審議が終わりました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第 8 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 8 号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書 9 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 1 1 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 8 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 8 号 1 番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 2 4 年 8 月 1 日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、西小磯地区の市街化区域に隣接する市街化調整区域の第 3 種農地 1 筆ですが、昭和 3 6 年に倉庫が建てられて資材置場して使用され現在に至っています。

なお、4月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。現地調査をお願いした仲出川委員が欠席なので事務局が代読をお願いいたします。

事務局 議案第8号1番の農地について、4月17日に仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、資材置場となっていて農地性がなく、農地復元が困難であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第8号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第8号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書10ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の12ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第4回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時46分)